

日高町スポーツ賞表彰実施要綱

平成9年教委要綱第1号

(設置)

第1条 日高町スポーツ賞表彰規程（平成9年教委規程第1号）に基づき、日高町スポーツ賞表彰を受ける者の選考に関し、必要な事項を調査審議するため、日高町スポーツ賞選考委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(委員)

第2条 委員会の委員は次のとおりとし、町長が委嘱する。

- (1) 日高町副町長
- (2) 日高町教育長
- (3) 日高町スポーツ協会会長
- (4) 日高町スポーツ推進委員会委員長
- (5) 日高町小・中学校長会代表

(委員長)

第3条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は委員の互選による。
- 3 委員長は、委員会の会議を主宰する。
- 4 委員長に事故のあるとき又は欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が職務を代行する。

(会議)

第4条 委員会は、委員長がこれを招集する。

- 2 委員会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(選考基準)

第5条 スポーツ賞表彰候補者は、次の各号に掲げる者を対象とし、募集は、広報、HP、新聞等に掲載する。候補者は原則自己申告とする。選考基準は次のとおりとする。

(1) スポーツ功労賞

- ア 町内の地域又は職域において、おおむね20年以上スポーツ振興の普及奨励のため、企画又は指導に率先てい身し、その功績が特に顕著である本町出身者又は本町在住者
- イ 職域における体育の振興に功績のある者については、職域のスポーツのみならず、地域社会のスポーツの振興に貢献している者であること。

(2) スポーツ賞

- ア 全国的規模のスポーツ大会第8位以内又は近畿大会優勝・準優勝の成績を収めた本町出身者又は本町在住の高校生以上の者であること。高等専門学校の大会については、対象としない。
- イ 当該年内の功績を対象とするものであること。
- ウ 過去に受賞した者については、功績が受賞時より同等以上のものに該当する

こと。

エ 選考委員会で特に必要と認められた場合は、上記の限りでない。

(3) スポーツ奨励賞

ア 県大会優勝の成績を収めた本町出身者又は本町在住の高校生以上の者であること。高等専門学校の大大会については、対象としない。

イ 当該年内の功績を対象とするものであること。

ウ 過去に受賞した者については、功績が受賞時より同等以上のものに該当すること。

エ 選考委員会で特に必要と認められた場合は、上記の限りでない。

(4) ジュニアスポーツ賞

ア 県大会優勝または、近畿大会第8位以内の成績を収めた本町立学校在籍の中学生以下の者であること。

イ 当該年内の功績を対象とするものであること。

ウ 選考委員会で特に必要と認められた場合は、上記の限りでない。

(事務)

第6条 委員会の庶務は、日高町教育委員会において行う。

(補則)

第7条 この要綱の定めるもののほか必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、平成10年4月1日から適用する。

附 則 (平成17年教委要綱第1号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則 (平成27年教委要綱第1号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則 (令和2年教委要綱第1号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則 (令和7年教委要綱第2号)

この要綱は、公布の日から施行する。